

第 589 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 10 月 6 日（水）午後 1 時 31 分から午後 2 時 05 分

2 開催場所 富津市役所 1 階 大会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 公売による買受適格証明願について

議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 589 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 31 分</p> <p>皆様こんにちは。全ての委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 589 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、14 名全員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。先日の台風も被害はそれほど無さそうで、良かったです。10 月 1 日には緊急事態宣言も解除となり、Goto キャンペーンも復活するそうで、1 日も早い経済・経営の復活が待たれるところです。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 589 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。3 番鈴木昇委員、5 番佐久間容委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

<p>平野委員</p>	<p>議案第1号1番から5番につきましては、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思います。よろしいでしょうか。（異議なしの声）では、議案第1号1番から5番につきましては、担当委員は私でありますので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第1号1番～5番について、申請地を10月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高等学校より南の方向約500m付近に位置する農地であります。権利者は、青果物の輸入、生産、加工、販売等を手掛けている法人で、後で運営委員長からも報告いただきますが、今回新たに富津市内においてブドウの栽培を計画し、これに伴う農地取得のための申請であります。義務者は水稻の栽培をしておりましたが、昨年大雨の被害により、土地改良区の用水設備が故障し修繕費用が多額になること、高齢により農業を続けていくことが今後困難となることから、農地の有効活用の点から売買による所有権移転の申請に至ったものであります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>では、事務局には補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（山口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、全国的に農業関連の事業を展開している法人が、立地条件等が適している当地区で新たに事業を開始するため子会社を設立し、農地を取得するための申請であります。所有権移転によるものは農地法第3条許可により、また賃借によるものは農業経営基盤強化法の農地中間管理事業の利用権設定により岩瀬・台原の2地区で農地を取得する計画となっております。当法人は、事業の計画性や運営について妥当であると見込まれ、令和3年6月に市から認定農業者として認定されております。また、新規営農者であることから、去る9月16日に市役所会議室において、農業委員会運営委員会を開催し、営農計画等について面接を実施しております。</p>

議長	<p>岩瀬地区での経営面積は最終的に 12 ヘクタールを目指しており、今回、9,557 m²を売買による所有権移転しようとするもので、農用地区域内農地を取得する場合の下限面積の 5,000 m²を超えておりますので、基準は満たしております。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。説明の中にも有ったように、この件で権利者となる新規営農法人については、先日、農業委員会運営委員会を開催し面接を実施しています。この面接結果について、運営委員長の稲村委員から、報告をお願いします。</p>
稲村委員	<p>私から、令和3年9月16日富津市役所503会議室で開催いたしました、農業委員会運営委員会の結果を報告いたします。出席者は、運営委員9名の内3名欠席、並びに説明員として [REDACTED] 及び事務局でした。審査の過程において、事務局及び申請者から申請場所、親会社の経営概要及び営農計画等の説明を受け、質疑応答を行いました。</p> <p>当法人は、バナナに始まり青果物を中心に扱う会社で全国的に事業を展開している中で、省力栽培によるコスト削減を目指すことで十分な需要があると判断、また立地条件も良いことから当地にシャインマスカットの栽培を行うことを決定したとの説明でした。</p> <p>説明後、各委員より質疑を受け、土地改良区賦課金精算の件、地域からの雇用計画は、県内でのシャインマスカット栽培は可能なのか、田の形状変更はあるのか等の質問が出され、納得のいく回答が得られました。その後、農地を取得し営農を行う者として適格である者であるか採決を行った結果、出席した運営委員全員の賛成を得る結果となりました。以上で私からの報告を終わります。</p>
議長	<p>稲村委員からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求め</p>

ます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。

次に、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。

次に、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。

次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。

次に、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号5番は承認されました。

それでは次に、議案第1号6番7番につきましても、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

では、議案第1号6番7番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、11番 川口寛市 委員、お願いします。

川口委員

議案第1号6番7番について、申請地を10月4日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。

申請地は、JR浜金谷駅より北東方向約2.4kmの地点に位置にする農地であります。権利者は、自作地に隣接していた申請地を購入することで一体的に利用でき、規模拡大も可能なことから売買による所有権移転の申請に至ったものであります。営農計画は、インゲン豆を栽培する計画であります。以上です。

議長

担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。

事務局（山口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。義務者は、立地条件が悪く耕作を続けていくことが不可能なことから売却することとし、権利者は、自作地と一体的に利用ができ、経営規模の拡大も可能なことから購入しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農用地区域外の農地であり、2件の申請合計面積3,372㎡、権利者の耕作面積は15,374㎡であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号7番は承認されました。</p> <p>続いての議案、第1号8番につきましては、大後委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定により、大後委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【大後委員 一時退席】</p> <p>それでは、議案第1号8番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村耕一委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号8番については、令和3年9月6日付で売買による所有権移転の許可を得ましたが、権利者の都合により許可の取消を行い、改めて申請するものです。申請地を10月4日に確認しましたの</p>

	<p>で、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、飯野小学校より北東方向約 600m の地点に位置にする農地であります。申請理由は前回申請と同様で、義務者は相続で取得した農地を県外に在住のため管理できないことから売却しようとするもので、権利者は規模拡大のための取得であり、水稻を作付する計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。本案件は、令和 3 年 9 月 6 日開催の第 588 回農業委員会総会に付議され農地法第 3 条許可を得ましたが、権利者の諸事情により令和 3 年 9 月 21 日に当事者双方の連署による許可取消願いが提出されたことにより、許可処分の取消を行ったことを報告させていただきます。</p> <p>権利者は、自宅近くで、付近に自作地があり耕作しやすいことから経営規模拡大のために購入するものであり、売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農用地区域内の農地であり、面積 1,056 m²、権利者の耕作面積は 22,352.33 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 8 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 8 番は承認されました。大後委員はお戻りください。</p> <p>【大後委員 入室、着席】</p> <p>それでは、議案第 1 号 9 番につきまして、担当委員の現地調査及</p>

<p>森田委員</p>	<p>び説明を、10番 森田泰彰 委員、お願いします。</p> <p>申請地は10月1日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、西川のJAきみつ富津出荷場から見て、青木の申請地は北東方向約400mの地点に、西川の申請地は西方向及び北西方向へ約500mから1200mの間に点在する農地であります。義務者は、高齢で耕作ができず、又後継者もないことから離農を考え、経営規模の拡大を考えていた権利者と売買による所有権移転の申請を行うものであります。営農計画は、水稻及び野菜の栽培をする計画であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。義務者は、高齢で後継者もなく耕作を続けていくことが困難なことから売却することとし、権利者は、経営規模拡大のために購入するもので、売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農用地区域内の農地を含む面積合計5,335㎡、権利者の耕作面積は27,089㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号9番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p>

大後委員	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後護 委員お願いします。</p> <p>議案第2号1番について、申請地を10月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より北の方向約900mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接土地で自社の千葉プラント管理棟新築工事を行っており、今回、本件農地を駐車場用地として転用し、隣接土地と一体利用をするため、所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題無いと思われます。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は場内の集水桝を經由して公共下水道に放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>

<p>森田委員</p>	<p>続いて、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番 森田委員お願いします。</p> <p>議案第2号2番について、申請地を10月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より南東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、父親である義務者と同居していますが、結婚を機に住宅建築を計画し、今後の親の介護を視野に入れ、すぐ近い位置にある義務者の土地を借りて分家住宅を建てるため、使用貸借権設定を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は道路内給水管より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水管を経て道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。分家住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>

【議案第3号】

次に、議案第3号「公売による買受適格証明願について」を議題といたします。本議案につきましては、農地を含む公売が国税庁で実施されており、それに参加するには、知事が交付する買受適格証明書が必要であります。農業委員会は、その案件について意見を付すこととなっていることから、審議するものであります。

議案第3号第1番から3番は、同じ公売に関するものであり、申請理由や要件が同じになるため、一括で審議し、一括で採決をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。（異議なしの声）それでは、一括審議、一括採決といたします。では、事務局から説明をお願いします。

事務局（樋口）

議案第3号1番から3番までの申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南西方向約700mに位置する農地であります。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

今回の案件は、国税庁が公売に付した農地に、権利者が参加申込をしようとするものであります。申請地には倉庫が建築されておりますが、登記簿上の地目が田となっており、入札参加の要件として買受適格者の証明が必要となります。各申請者は、既存の倉庫を活用した事業を計画しており、新たに造成は行わず、周辺農地への影響に関しては影響がない様に計画されており、立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）質疑なしということですので、質疑を打ち切り、一括での採決に入ります。

議案第3号1番から3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号1番から3番は承認されました。

<p>議長</p>	<p>【議案第4号】</p> <p>では次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは、前回から一括方式ということで、農用地利用配分計画を含めた、農用地利用集積計画を審査するものであります。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。5ページをご覧ください。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和3年第6次の農用地利用集積計画案となります。利用権の設定・転貸を受ける土地は、1筆 1615㎡でございます。</p> <p>整理番号 3-6-1 利用権の設定を行う者 [REDACTED] 農地中間管理機構から転貸を受ける者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 畑 1615㎡、利用権の種類 賃借、 利用内容 畑、期間5年の新規契約であります。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>転貸を受ける者の農業経営の状況でございますが、受人は、農業経営基盤強化法に基づく認定就農者として市から認められた者で、新規に取得しようとするものであり、農業従事者数2名、農作業従事日数310日で、温室による無花果・アボカド・レモンの栽培を行う計画となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p>

議長	次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。
局長	市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第4条 第1項 第8号の規定による届け出でございますが、1番は専用住宅用地とするもので、面積は348平方メートルです。農地法第5条 第1項 第7号の規定による届け出でございますが、1番2番とも、専用住宅として所有権を移転するもので、面積は1番が307平方メートル、2番は合計で232平方メートルです。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	事務局長の専決処分の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし） 事務局から何かありますか。
事務局（鈴木）	（10月20日の君津安房合同研修会について依頼。このあと続けての研修会について説明。）
会長	それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第589回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は11月4日木曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。 閉会 午後2時05分